

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年1月28日提出
【計算期間】	第18期 （自 平成20年4月28日 至 平成20年10月28日）
【ファンド名】	フォルティス日本小型株オープン
【発行者名】	フォルティス・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 平
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	彦由 康男
【連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03-5635-1694
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

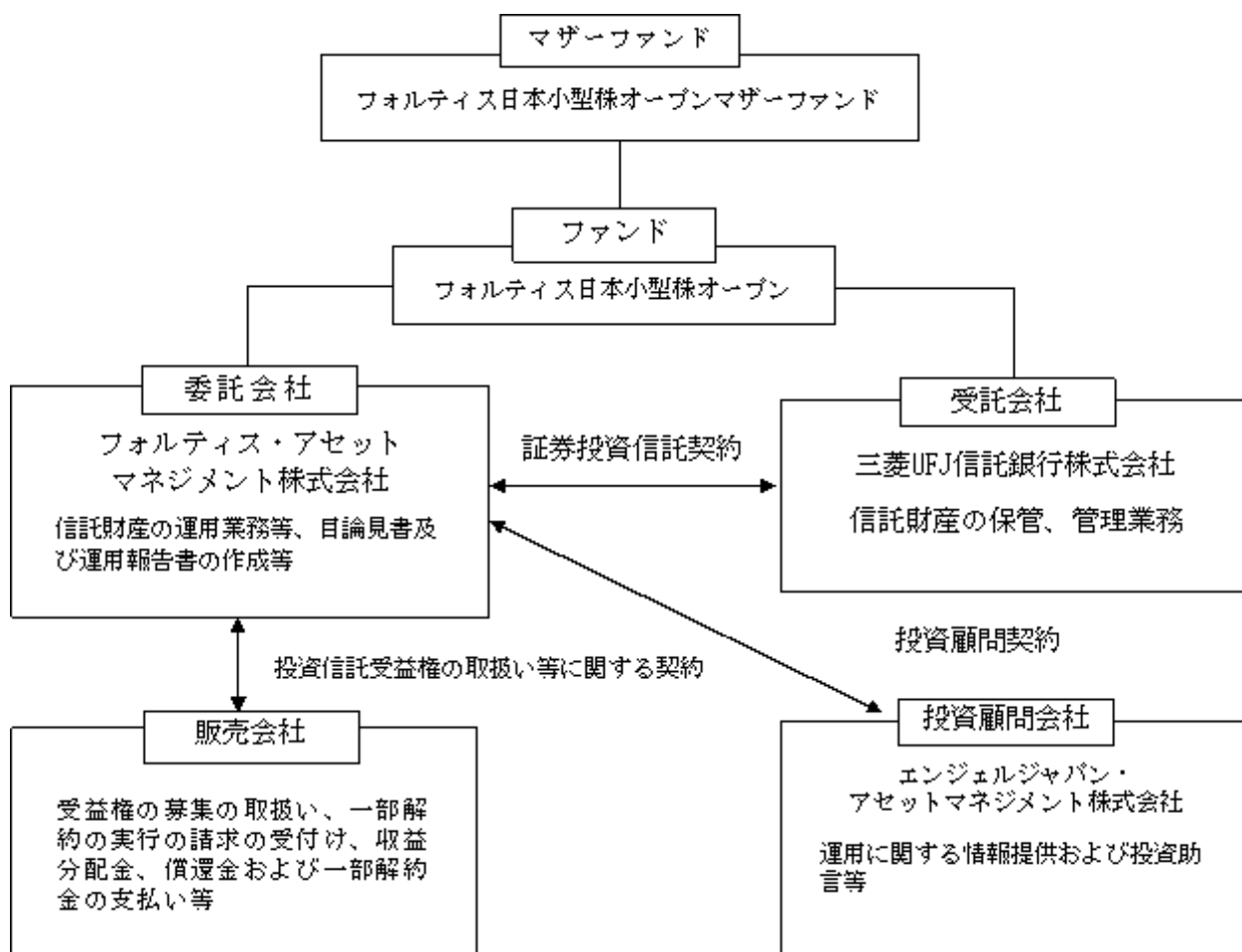
このファンドは、ファミリーファンド方式により、わが国金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）上場株式のうち小型株を主要な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

当ファンドは、追加型株式投資信託、国内株式型・中小型株型に属するものです。

*「国内株式型・中小型株型」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の中型・小型株に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

（2）【ファンドの仕組み】

a. ファンドの関係法人



証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間で、証券投資信託契約を締結しております。信託契約期間は契約締結日から信託終了の日または信託契約解約の日までとなっております。

投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間で、受益権の募集、売り出しの取扱いおよび収益分配金、償還金の支払等に関する契約を締結しております。

契約期間は、1年毎の更新となっており、委託会社、販売会社双方から期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長の取扱いについても同様です。

投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間では、投資顧問契約を締結しております。契約期間は、1年毎の更新となっており、委託会社、投資顧問会社双方から期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取扱いについても同様です。

b. 委託会社等の概況

本書提出日現在の資 4億円

本金の額

沿革

平成 4年 1月 コメルツ・インターナショナル投資顧問株式会社設立

平成 4年 4月 証券投資顧問業の登録

平成 6年 5月 投資一任契約に係る業務の認可

平成 9年11月 コメルツ投信投資顧問株式会社に商号変更

平成 9年12月 証券投資信託委託業の免許（平成10年法改正により認可）取得

平成19年11月 フォルティス・アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成20年10月 フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併

大株主の状況

（本書提出日現在）

株 主 名	住 所	所 有 株 数	所 有 比 率
FortisInvestment Management SA フォルティス・インベストメント・ マネジメント・エスエー	Avenue de l'Astronomie14, 1210 Brussels, Belgium ベルギー王国1210ブリュッセルア ストロノミー通り14	8,000株	100%

フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社との合併に関して

フォルティス・アセットマネジメント株式会社は、平成20年10月1日をもってフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併しました。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

主として、フォルティス日本小型株オープンマザーファンド受益証券（以下「親投資信託」といいます。）を投資対象とします。

b. 投資態度

親投資信託受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。ただし、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。また、市況動向によっては有価証券への直接投資を行うこともあります。

株式以外の資産への実質投資割合（親投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として信託財産の総額の30%以下

とします。

親投資信託の運用に関してはエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

a. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を主としてフォルティス日本小型株オープンマザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

株券または新株引受権証書

国債証券

地方債証券

特別の法律により法人の発行する債券

社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号に定めるものをいいます。）

特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号に定めるものをいいます。）

協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号に定めるものをいいます。）

特定目的別会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号に定めるものをいいます。）

コマーシャル・ペーパー

新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に定めるものをいい、外国証券投資信託の受益証券を除きます。）

投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいいます。）

オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号に定めるものをいい、外国投資証券を除いた有価証券に係るものに限ります。）

預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号に定めるもので本邦通貨建のものとします。）

貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、の証券または証書、の証券または証書のうち の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 から までの証券ならびに の証券のうち から までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、 および の証券を以下「投資信託証券」といいます。

b. 投資対象とする金融商品

前記 a に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

預金

指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

抵当証券

前記 a にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を から までに掲げる金融商品により運用することの指図ができるものとします。

c その他の投資対象

信用取引の売付けができるものとします。ただし、売付けたものは買戻しまたは現渡しにより決済することができるとします。

わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができるものとします。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。

わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができるものとします。

異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができるものとします。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

金利先渡取引 および為替先渡取引を行うことができるものとします。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

信託財産に属する有価証券を貸付けることができるものとします。

一部解約金にかかる支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができるものとします。

「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（３）【運用体制】

a. 運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

b. 意思決定プロセス

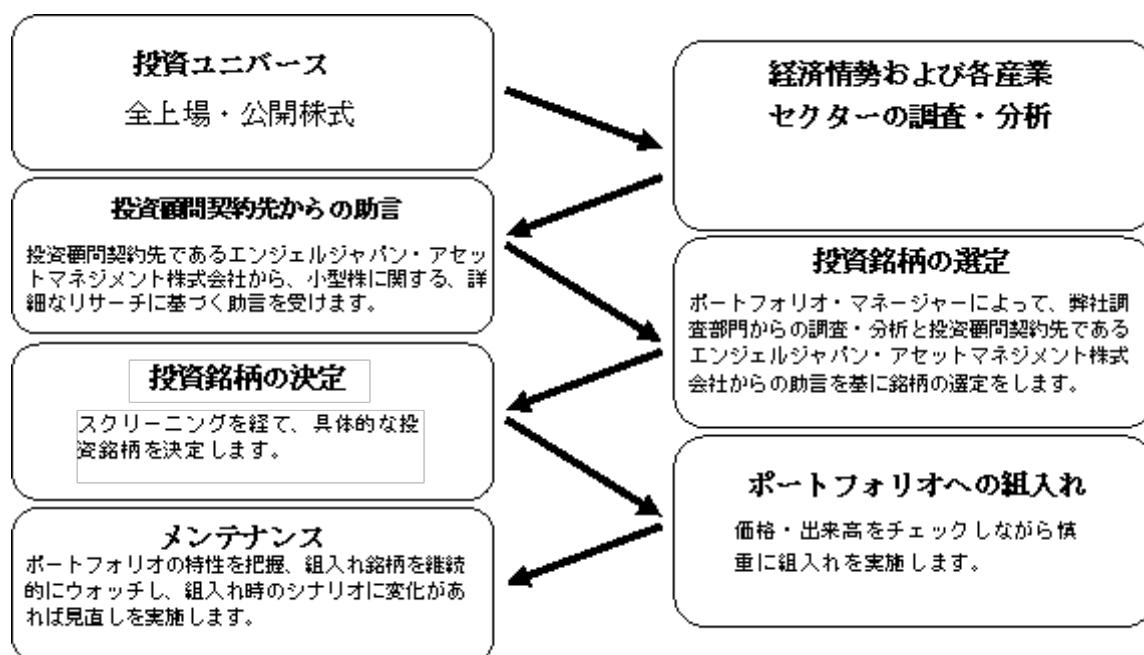
調査部門が内外の経済情勢および各産業セクターの調査・分析を行います。

投資顧問契約先である、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社から、ボトムアップ・アプローチによる個別企業の調査・分析情報及び運用戦略情報に基づいた助言を受けます。

ファンドマネージャーは、上記調査・分析結果及び投資顧問契約先であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社からの投資助言を参考にして、運用戦略に沿った投資計画を作成し、銘柄のスクリーニングを経て、実際の投資を行います。

運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。具体的には、管理部門によってポートフォリオの特性を把握し、組入れ銘柄を継続的に注視します。組入れ時のシナリオに変化があれば見直しを実施すべく運用部門に注意喚起を行います。運用部門はこれを受け、組入銘柄の見直しを実施します。

投資意思決定プロセス



上記の「（３）運用体制」は、今後変更になる場合があります。

（４）【分配方針】

a. 収益分配方針

毎決算毎に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

b. 収益の分配の計理

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

- （イ）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用に対する消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- （ロ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用に対する消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- （ハ）収益調整金（追加信託金のうち元本相当額以外の金額＝既発生収益相当額として計上された金額）は、毎計算期末において分配にあてることができます。ただし、欠損のある場合は、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。

「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の価額は、委託会社が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信

託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

また、収益分配金のうち上記（イ）（ロ）によるものは普通分配金、（ハ）によるものは特別分配金（非課税）として支払います。

c. 収益分配金の交付

毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金を支払います。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金は、自動けいぞく投資コースの受益者の場合はその契約にしたがって計算期末の翌営業日に手取金をもって、当ファンドの買付を自動的に行います。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払を開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

A. 信託約款に基づく投資制限

- a. 親投資信託への投資割合には制限を設けません。
- b. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

c. 投資する株式等の範囲

投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

*「金融商品取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式」とは、次のものをいいます。

日本証券業協会において登録（登録予定を含みます。）されている株式

上記第 一 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

d. 同一銘柄の株式等への投資制限

委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

f. 信用取引の指図範囲

信用取引により株券を売付けることの指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超えたる額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うこととします。

g. スワップ取引の運用指図

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間（信託契約締結日から信託終了の日または信託契約解約の日）を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

h. 金利先渡取引の運用指図

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間（信託契約締結日から信託終了の日または信託契約解約の日）を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

i. 有価証券の貸付の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する株式および公社債につき下記範囲内で貸付の指図を行うことができます。

（イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

（ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

j. 資金の借入れ

委託会社は、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入れ期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入れ額は、借入れの指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

B. 法令により制限される取引等

投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投資信託法」といいます。）等により、後記に掲げる取引は、制限されます。

a. 同一法人の発行する株式の投資制限

運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該法人の総発行株式の数にかかる議決権総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図しません。

b. 先物取引等の評価損の制限

委託会社は、信託財産の純資産の100分の50を乗じた額が、当該信託財産に係る次の、に掲げる額（これらの取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合に

は、当該評価益の合計額を控除した額とします。）ならびに および に掲げる額の合計額を下回ることとなるものにかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することはできません。

信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと同類の取引および金融オプション取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）をいいます。）および有価証券店頭オプション取引等。（有価証券店頭オプション取引、店頭金融先物取引および選択権付債券売買の売付約定に係るものを除きます。）

信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる、または複数の有価証券もしくは有価証券指数またはこれと類似のものをいいます。）の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。

信託財産をもって取得し現在保有している新株引受権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

3【投資リスク】

当ファンドは、株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属することになります。

a. ファンドのもつリスクの特性

当ファンドの投資対象には、新興企業の株式が多く含まれます。一般に新興企業の株式は取引される株式数が少なく、概ね価格変動は大きくなる傾向があります。

主なリスクの分類につきましては、以下の通りです。

価格変動リスク

一般に、株式の価格動向は国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受けて大きく変動します。ファンドにおいては株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が少ないために組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。

ビジネスリスク

一般に、投資した企業の経営等に重大な危険が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

b. 投資リスクに対する管理体制

管理部門では、日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施しており、また、コンプライアンス・オフィサーによって法令および運用ガイドラインの遵守についてのモニタリングが実施されています。

一方、運用調査部門から独立したパフォーマンス評価委員会、リスク管理委員会により定期的チェックを行い、更なるリスクの監視に努めています。

パフォーマンス評価委員会

構成メンバー：運用部門、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、管理部門の代表者

所管業務：運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、
流動性リスクの検証

権限／責任範囲：運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告
リスク管理委員会

構成メンバー：管理部門の代表者、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、運用調査部門
の代表者、パフォーマンス・メジャーメント担当部門の代表者

所管業務：バック・オフィスに係わるリスクの検証

権限／責任範囲：バック・オフィスに係わるリスクの提言

上記の管理体制は、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額（1口当たり）となります。

申込手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が加算されます。

償還乗換えにより当ファンドの取得の申込みをされる場合は、当該償還金額の範囲内で取得する口数については無手数料とします。償還金額を超える金額に対応する口数については、基準価額に3%（税抜き）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額（1口当たり）が必要となります。なお、手数料に係る消費税等相当額が加算されます。

「償還乗換え」とは、取得申込み日の属する月の前3ヵ月の初日以降償還となった証券投資信託の償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。その場合、下記の取扱いを行います。

（イ）信託期間を延長した証券投資信託にあっては、償還金の中に当初の信託終了日以降における受益権の買取請求による売却代金または一部解約代金を含むこととします。

（ロ）追加型証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものを信託期間を延長した証券投資信託とみなします。

販売会社により対応が異なります。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

委託会社の指定する販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った委託会社の指定する販売会社において、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社がそれぞれ別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社がそれぞれ別に定める期間以内に、当該販売会社でこの信託に係る受益権の取得申込みを行う場合の手数料率を、前述の申込手数料以下の独自の料率に定めることができます。

詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料

解約手数料はありません。

信託財産留保額

解約請求日の基準価額の0.5%を乗じた額とします。

（３）【信託報酬等】

信託期間を通じて、信託財産の純資産総額に対し、年率1.68%（税抜年率1.60%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬の配分は、委託会社が年率0.9975%（税抜0.95%）、販売会社が年率0.5775%（税抜0.55%）、受託

会社が年率0.105%（税抜0.10%）になります。

信託報酬の支払は、毎計算期末に当該計算期末までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了時まで
に計上された金額を信託財産中から支弁します。また、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託
報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も実費として間接的に負担します。

- ・ 信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息等
- ・ 信託財産に関する租税
- ・ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該監査費用に係る消費税等
- ・ ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等の有価証券取引に係る手数料、税金、先物・オプション取引に要する費用

上記に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記その他の費用につきましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求の都度、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。従って予めその金額、上限額、計算方法を具体的に記載することはできません。

上記に係る信託報酬、その他の費用の合計額、上限額は保有期間に応じて異なるもの等が含まれており事前に料率、上限額等を表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」を参照。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

（１）個人の受益者に対する課税

< 収益分配金 >

- 平成20年12月31日まで

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、税率10%（所得税7%および地方税3%）が適用となり課税されます。

○平成21年1月1日から平成22年12月31日まで

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率が適用となり課税されます。

1年間に受け取る上場株式等の配当金等の合計額が100万円以下の場合

→ 税率10%が適用（所得税7%および地方税3%） 1

1年間に受け取る上場株式等の配当金等の合計額が100万円超の場合

→ 100万円超の部分につき、税率20%が適用（所得税15%および地方税5%） 2

1 平成21年および平成22年において、他の上場株式等（上場株式、上場ETF、上場REITおよび公募株式投資信託等を含みます。以下同じ。）を含めた配当所得の合計額が年間100万円以下の場合は源泉徴収となり、原則として確定申告は不要です。

2 100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となり、確定申告が必要になります。この場合、総合課税に替えて申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）となります。

< 解約によるご換金時および償還時 >

○平成20年12月31日まで

課税扱いとなる解約価額(基準価額-信託財産留保額)、償還価額の個別元本超過額については、税率10%（所得税7%および地方税3%）が適用となり課税されます。

○平成21年1月1日から平成22年12月31日まで

課税扱いとなる解約価額(基準価額-信託財産留保額)、償還価額の差益は譲渡所得とみなして、以下の税率が適用となり課税されます。

1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円以下の場合

→ 税率10%が適用（所得税7%および地方税3%） 3

1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円超の場合

→ 500万円超の部分につき、税率20%が適用（所得税15%および地方税5%） 4

3 解約によるご換金時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用となります。（源泉徴収ありの特定口座は、確定申告は不要です。）

4 特定口座（源泉徴収あり）を利用している場合でも、その年における他の上場株式等を含めた譲渡所得の合計額が500万円を超える場合には確定申告が必要となります。

< 損益通算について >

ご換金時および償還により発生した損失は、他の上場株式等の譲渡損益と通算することができます。また、控除しきれない損失金額については、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。

平成21年1月1日より、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算が可能となります。

（2）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

* 特例として平成21年3月31日までは税率が7%に軽減されます。

詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成20年11月末日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	312,822,970	100.16
小計		312,822,970	100.16
その他の資産（負債控除後）			
現金・預金・その他	—	503,296	0.16
小計		503,296	0.16
合計（純資産総額）		312,319,674	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 投資比率は、小数第3位を四捨五入してあります。

(参考情報：フォルティス日本小型株オープンマザーファンドの投資状況・投資資産)

(1) 投資状況

平成20年11月末日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
株式	日本	1,467,541,400	89.46
小計		1,467,541,400	89.46
その他の資産（負債控除後）			
現金・預金・その他	—	172,973,875	10.54
小計		172,973,875	10.54
合計（純資産総額）		1,640,515,275	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 投資比率は、小数第3位を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 主要投資銘柄

平成20年11月末日現在

順位	種類	銘柄名	国名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	親投資信託受益証券	フォルティス日本小型株オープンマザーファンド	日本	-	1,377,467,946	0.1993	274,657,454	0.2271	312,822,970	100.16

b 種類別の投資比率

平成20年11月末日現在

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.16

【投資不動産物件】

該当事項はありません

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません

(参考) マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成20年11月末日現在

順位	国別	種類	銘柄名称（正式）	業種	数量 （株）	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	時価単価 （円）	評価金額 （円）	投資比 率 （％）
1	日本	株式	フリービット	情報・通信業	130	385,000	50,050,000	530,000	68,900,000	4.20
2	日本	株式	G C Aサヴィアングループ	サービス業	290	181,182	52,542,901	219,700	63,713,000	3.88
3	日本	株式	日本M & Aセンター	サービス業	142	357,000	50,694,000	444,000	63,048,000	3.84
4	日本	株式	フルヤ金属	その他製品	6,900	6,273	43,283,509	9,100	62,790,000	3.83
5	日本	株式	エヌ・ビー・シー	機械	16,800	3,063	51,452,505	3,580	60,144,000	3.67
6	日本	株式	MonotaRO	小売業	234	235,000	54,990,000	254,000	59,436,000	3.62
7	日本	株式	スタートトゥデイ	小売業	219	183,191	40,118,853	266,000	58,254,000	3.55
8	日本	株式	ビットアイル	情報・通信業	865	68,855	59,559,858	65,900	57,003,500	3.47
9	日本	株式	エス・エム・エス	サービス業	160	327,689	52,430,230	356,000	56,960,000	3.47
10	日本	株式	デジタルハーツ	情報・通信業	370	152,654	56,481,949	152,500	56,425,000	3.44
11	日本	株式	ザッパラス	情報・通信業	220	221,000	48,620,000	249,500	54,890,000	3.35
12	日本	株式	ダイセキ環境ソリューション	建設業	270	143,000	38,610,000	196,600	53,082,000	3.24
13	日本	株式	コスモス薬品	小売業	32,000	1,056	33,792,000	1,397	44,704,000	2.72
14	日本	株式	S B Iベリトランス	情報・通信業	1,642	25,600	42,035,200	26,450	43,430,900	2.65
15	日本	株式	一休	サービス業	1,282	34,950	44,805,900	32,800	42,049,600	2.56
16	日本	株式	インフォマート	サービス業	260	90,000	23,400,000	160,000	41,600,000	2.54
17	日本	株式	グリーンホスピタルサプライ	卸売業	1,080	27,900	30,132,000	37,150	40,122,000	2.45
18	日本	株式	フルスピード	サービス業	325	107,700	35,002,500	120,200	39,065,000	2.38
19	日本	株式	ソースネクスト	情報・通信業	790	52,200	41,238,000	47,500	37,525,000	2.29
20	日本	株式	ウェルネット	サービス業	648	51,000	33,048,000	50,900	32,983,200	2.01
21	日本	株式	太陽工機	機械	26,800	1,140	30,552,000	1,220	32,696,000	1.99
22	日本	株式	ソフトクリエイト	卸売業	50,300	570	28,671,000	650	32,695,000	1.99
23	日本	株式	アイケイコーポレーション	卸売業	1,017	32,250	32,798,250	30,000	30,510,000	1.86
24	日本	株式	タケエイ	サービス業	28,500	860	24,510,000	969	27,616,500	1.68
25	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート	情報・通信業	105	276,007	28,980,735	246,000	25,830,000	1.57
26	日本	株式	チムニー	小売業	20,100	1,050	21,105,000	1,250	25,125,000	1.53
27	日本	株式	夢の街創造委員会	サービス業	400	58,900	23,560,000	61,000	24,400,000	1.49
28	日本	株式	ソディックハイテック	機械	560	16,000	8,960,000	40,000	22,400,000	1.37
29	日本	株式	ニューフレアテクノロジー	機械	340	56,000	19,040,000	60,900	20,706,000	1.26
30	日本	株式	プロシップ	情報・通信業	25,200	910	22,932,000	800	20,160,000	1.23

b 業種別の投資比率

平成20年11月末日現在

国別	種類	業種	投資比率（ % ）
日本	株式	サービス業	27.99
		その他金融業	1.09
		その他製品	3.83
		卸売業	6.30
		化学	0.47
		機械	8.29
		建設業	3.24
		小売業	11.43
		情報・通信業	24.59
		精密機器	1.01
		電気機器	0.17
		非鉄金属	1.05
合 計			89.46

投資不動産物件

該当事項はありません

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成19年11月末日から平成20年11月末日における各月末日ならびに各決算期末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
1 期	（平成12年 4月28日）	677	677	9,563	9,563
2 期	（平成12年10月30日）	249	249	8,665	8,665
3 期	（平成13年 5月 1日）	200	200	8,874	8,874
4 期	（平成13年10月29日）	195	195	6,939	6,939
5 期	（平成14年 4月30日）	600	600	7,026	7,026
6 期	（平成14年10月28日）	516	516	5,278	5,278
7 期	（平成15年 4月28日）	429	429	4,812	4,812
8 期	（平成15年10月28日）	716	723	10,704	10,804
9 期	（平成16年 4月28日）	2,239	2,250	20,864	20,964
1 0 期	（平成16年10月28日）	1,721	1,721	16,784	16,784
1 1 期	（平成17年 4月28日）	2,181	2,192	19,749	19,849
1 2 期	（平成17年10月28日）	1,812	1,812	20,414	20,414
1 3 期	（平成18年 4月28日）	1,511	1,518	23,256	23,356
1 4 期	（平成18年10月30日）	1,236	1,236	18,409	18,409
1 5 期	（平成19年 5月 1日）	1,236	1,236	15,045	15,045
1 6 期	（平成19年10月29日）	860	860	13,500	13,500
1 7 期	（平成20年 4月28日）	505	505	8,717	8,717
1 8 期	（平成20年10月28日）	272	272	4,806	4,806

	平成19年11月末日	776	-	11,903	-
	平成19年12月末日	681	-	10,937	-
	平成20年 1月末日	568	-	9,414	-
	平成20年 2月末日	564	-	9,344	-
	平成20年 3月末日	505	-	8,626	-
	平成20年 4月末日	510	-	8,804	-
	平成20年 5月末日	551	-	9,537	-
	平成20年 6月末日	505	-	8,718	-
	平成20年 7月末日	472	-	8,224	-
	平成20年 8月末日	443	-	7,672	-
	平成20年 9月末日	388	-	6,797	-
	平成20年10月末日	286	-	5,066	-
	平成20年11月末日	312	-	5,470	-

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金（円）
第 1 期計算期末	0
第 2 期計算期末	0
第 3 期計算期末	0
第 4 期計算期末	0
第 5 期計算期末	0
第 6 期計算期末	0
第 7 期計算期末	0
第 8 期計算期末	100
第 9 期計算期末	100
第 1 0 期計算期末	0
第 1 1 期計算期末	100
第 1 2 期計算期末	0
第 1 3 期計算期末	100
第 1 4 期計算期末	0
第 1 5 期計算期末	0
第 1 6 期計算期末	0
第 1 7 期計算期末	0
第 1 8 期計算期末	0

【収益率の推移】

		収益率（％）
1 期	（平成12年 4月28日）	4.4
2 期	（平成12年10月30日）	9.4
3 期	（平成13年 5月 1日）	2.4
4 期	（平成13年10月29日）	21.8
5 期	（平成14年 4月30日）	1.3
6 期	（平成14年10月28日）	24.9
7 期	（平成15年 4月28日）	8.8
8 期	（平成15年10月28日）	124.5
9 期	（平成16年 4月28日）	95.9
1 0 期	（平成16年10月28日）	19.6
1 1 期	（平成17年 4月28日）	18.3
1 2 期	（平成17年10月28日）	3.4
1 3 期	（平成18年 4月28日）	14.4
1 4 期	（平成18年10月30日）	20.8
1 5 期	（平成19年 5月 1日）	18.3
1 6 期	（平成19年10月29日）	10.3
1 7 期	（平成20年 4月28日）	35.4
1 8 期	（平成20年10月28日）	44.9

(注)各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成11年 9月24日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
 平成11年10月12日 当ファンドの募集開始
 平成11年10月29日 信託契約締結
 平成11年10月29日 当ファンドの設定
 平成11年10月29日 当ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの取得の申込みは、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の正午（年末年始のような金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとさせていただきます。なお、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付とさせていただきます。

お申込代金の計算

取扱い方法	申込単位	受渡代金の計算
一般コース	1万口以上 1万口単位	基準価額×お申込口数＝お申込金額。 これに、1口当り基準価額の3.15%（税抜3.0%）を上限とする手数料と手数料に係る消費税等相当額が加算された金額となります。
自動けいぞく投資コース	1万円以上 1円単位	基準価額×お申込口数＝お申込金額。 これに、1口当り基準価額の3.15%（税抜3.0%）を上限とする手数料と手数料に係る消費税等相当額がお申込金額の中で精算されます。

自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する際のお買付単位は1口単位となり無手数料の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1万口単位（自動けいぞく投資契約に係る受益権または販売会社の所有に係る受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約請求の場合の受取金額は、解約請求日の基準価額から次の額を差引いた金額となります。また、当該金額は請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

（ア）信託財産留保額（解約請求日の基準価額の0.5%）

（イ）所得税および地方税

解約価額が個別元本（ 1 ）を上回った場合、その超過額に所得税および地方税（ 2 ）が差し引かれます。

解約価額＝解約請求日の基準価額－信託財産留保額

＝解約請求日の基準価額－（解約請求日の基準価額×0.5%）

1「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかか

る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

2 課税の詳細は「第一部ファンド情報 第1 [ファンドの状況] 4 [手数料等及び税金] (5)

[課税上の取扱い]」をご覧ください。

- b. 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託会社の指定する販売会社に対して振替受益権をもって行うものとします。
- c. 一部解約の申込は委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の正午（年末年始のような金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとさせていただきます。なお、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付とさせていただきます。
- d. 解約請求の場合の受取金額は、請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。
- e. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回されない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受付けたものとして当該計算日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した1口当りの金額をいいます。

b. 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されます。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。

(4)【計算期間】

計算期間は原則として毎年10月29日から翌年4月28日まで、および毎年4月29日から同年10月28日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（ ）ファンドの償還条件

- a. （イ）信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下ることとなった場合は、受託会社と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- （ロ）委託会社は、前項の事項について、あらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- b. （イ）委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ハ）前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （二）前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、（イ）の信託契約の解約をしません。
- （ホ）委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ヘ）（ハ）から（ホ）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、（ハ）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- c. （イ）委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- （ロ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記（ ）約款の変更にします。
- d. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、この信託は、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- e. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受託者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は約款第51条の規定にしたがい新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないとき、委託者はこの信託契約を解任し、信託を終了させます。

（ ）償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載ま

たは記録が行なわれます。償還金の支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。

受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（ ）信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（ ）約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ ）公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

（ ）信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（平成19年10月30日から平成20年4月28日まで）及び、第18期計算期間（平成20年4月29日から平成20年10月28日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【フォルティス日本小型株オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 (平成20年4月28日現在)	第18期 (平成20年10月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	27,421	600,363
親投資信託受益証券	505,816,546	272,444,878
未収入金	5,292,531	3,376,391
未収利息	-	5
流動資産合計	511,136,498	276,421,637
資産合計	511,136,498	276,421,637
負債の部		
流動負債		
未払解約金	895,872	78,191
未払受託者報酬	322,354	240,809
未払委託者報酬	4,835,291	3,612,106
その他未払費用	145,001	108,308
流動負債合計	6,198,518	4,039,414
負債合計	6,198,518	4,039,414
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 579,264,014	1, 2 566,748,760
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3 74,326,034	3 294,366,537
（分配準備積立金）	89,516,874	81,967,225
元本等合計	504,937,980	272,382,223
純資産合計	504,937,980	272,382,223
負債純資産合計	511,136,498	276,421,637

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 平成19年10月30日 至 平成20年 4 月28日	第18期 自 平成20年 4 月29日 至 平成20年10月28日
営業収益		
受取利息	1,187	257
有価証券売買等損益	295,349,624	220,494,749
営業収益合計	295,348,437	220,494,492
営業費用		
受託者報酬	322,354	240,809
委託者報酬	4,835,291	3,612,106
その他費用	145,001	108,308
営業費用合計	5,302,646	3,961,223
営業損失（ ）	300,651,083	224,455,715
経常損失（ ）	300,651,083	224,455,715
当期純損失（ ）	300,651,083	224,455,715
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	43,078,680	5,865,920
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	222,899,685	74,326,034
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,928,834	6,850,897
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	6,850,897
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,928,834	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	54,582,150	8,301,605
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	54,582,150	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	8,301,605
分配金	-	-
1	1	1
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	74,326,034	294,366,537

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第17期 自 平成19年10月30日 至 平成20年 4月28日	第18期 自 平成20年 4月29日 至 平成20年10月28日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたっては、 親投資信託受益証券の基準価額に基 づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成 のための基本となる重要 な事項	計算期間末日の取扱い 平成19年10月28日が休日のため、前 計算期間末日を平成19年10月29日と しております。	計算期間末日の取扱い -----

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17期 (平成20年4月28日現在)	第18期 (平成20年10月28日現在)
1 期首元本額	636,842,968 円	579,264,014 円
期中追加設定元本額	107,031,625 円	39,309,523 円
期中解約元本額	164,610,579 円	51,824,777 円
2 計算期末日における受益権の総 数	579,264,014 口	566,748,760 口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は、74,326,034円でありま す。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は、294,366,537円であり ます。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期 自 平成19年10月30日 至 平成20年 4月28日	第18期 自 平成20年 4月29日 至 平成20年10月28日
1分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分 配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、 解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買 等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額（0円）、信託約款に規定される収益調整金 （664,543,840円）及び分配準備積立金 （89,516,874円）より分配対象収益は754,060,714 円（1万口当たり13,017.55円）であります。分配 は行っておりません。	1分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配 後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約 に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益 から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、信託約款に規定される収益調整金 （655,975,922円）及び分配準備積立金（81,967,225 円）より分配対象収益は737,943,147円（1万口当 たり13,020.63円）であります。分配は行っておりま せん。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 （平成20年4月28日現在）		第18期 （平成20年10月28日現在）	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	505,816,546 円	257,449,837 円	272,444,878 円	211,855,983 円
合計	505,816,546 円	257,449,837 円	272,444,878 円	211,855,983 円

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

第17期（平成20年4月28日現在）

該当事項はありません。

第18期（平成20年10月28日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17期（自 平成19年10月30日 至 平成20年4月28日）

該当事項はありません。

第18期（自 平成20年4月29日 至 平成20年10月28日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第17期 （平成20年4月28日現在）		第18期 （平成20年10月28日現在）	
1口当たり純資産額	0.8717 円	1口当たり純資産額	0.4806 円
（1万口当たり純資産額）	（8,717 円）	（1万口当たり純資産額）	（4,806 円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種別	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託受益証券	フォルティス日本小型株オープンマザーファンド	1,367,695,172 円	0.1992 円	272,444,878 円
合計		1,367,695,172 円		272,444,878 円

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「フォルティス日本小型株オープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フォルティス日本小型株オープンマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

（１）貸借対照表

区分	注記 番号	（平成20年4月28日現在）	（平成20年10月28日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		90,977,852	101,817,507
株式		2,786,617,300	1,307,491,450
未収入金		38,273,715	75,537,419
未収配当金		22,180,755	3,508,200
未収利息		872	976
流動資産合計		2,938,050,494	1,488,355,552
資産合計		2,938,050,494	1,488,355,552
負債の部			
流動負債			
未払金		21,518,203	16,865,781
未払解約金		25,092,014	20,196,091
流動負債合計		46,610,217	37,061,872
負債合計		46,610,217	37,061,872
純資産の部			
元本等			
元本	1,4	8,112,251,112	7,285,300,937
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）	3	5,220,810,835	5,834,007,257
元本等合計		2,891,440,277	1,451,293,680
純資産合計		2,891,440,277	1,451,293,680
負債純資産合計		2,938,050,494	1,488,355,552

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成19年10月30日 至 平成20年 4月28日	自 平成20年 4月29日 至 平成20年10月28日
有価証券の評価基準及び 評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。時価評価にあ たっては、金融商品取引所等における 最終相場（最終相場がないものについ ては、それに準ずる価額）、金融商品取 引所等の発表する基準値段又は金融商 品取引業者等から提示される気配相場 に基づいて評価しております。	株式 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年4月28日現在)	(平成20年10月28日現在)
1 本報告書における開示対象 ファンドの期首における当該 親投資信託の元本額	9,070,940,521 円	8,112,251,112 円
同期中における追加設定元本 額	203,140,406 円	59,447,587 円
同期中解約元本額	1,161,829,815 円	886,397,762 円
2 同期末における元本の内訳 フォルティス日本小型株オー プン	1,419,238,346 円	1,367,695,172 円
エース新小型成長株オープン	6,693,012,766 円	5,917,605,765 円
計	8,112,251,112 円	7,285,300,937 円
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は5,220,810,835円でありま す。	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額 は5,834,007,257円であります。
4 本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日にお ける受益権の総数	8,112,251,112 口	7,285,300,937 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成20年4月28日現在)		(平成20年10月28日現在)	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含 まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	2,786,617,300 円	1,087,871,553 円	1,307,491,450 円	995,313,007 円
合計	2,786,617,300 円	1,087,871,553 円	1,307,491,450 円	995,313,007 円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

(平成20年4月28日現在)

該当事項はありません。

(平成20年10月28日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成19年10月30日 至 平成20年4月28日)

該当事項はありません。

(自 平成20年4月29日 至 平成20年10月28日)

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

（平成20年4月28日現在）		（平成20年10月28日現在）	
１口当たり純資産額	0.3564 円	１口当たり純資産額	0.1992 円
（１万口当たり純資産額）	（3,564 円）	（１万口当たり純資産額）	（1,992 円）

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

銘柄	株数（株）	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
エス・エム・エス	187	327,000	61,149,000	
ビットアイル	851	69,000	58,719,000	
日本M&Aセンター	161	357,000	57,477,000	
デジタルハーツ	372	152,600	56,767,200	
MonotaRO	240	235,000	56,400,000	
フリービット	143	385,000	55,055,000	
GCAサヴィアングループ	276	180,000	49,680,000	
ザッパラス	220	221,000	48,620,000	
一休	1,322	34,950	46,203,900	
スタートトゥデイ	250	182,600	45,650,000	
SBIベリトランス	1,642	25,600	42,035,200	
エヌ・ピー・シー	14,000	2,995	41,930,000	
ソースネクスト	790	52,200	41,238,000	
ダイセキ環境ソリューション	270	143,000	38,610,000	
フルスピード	325	107,700	35,002,500	
フルヤ金属	5,900	5,920	34,928,000	
コスモス薬品	32,000	1,056	33,792,000	
ウェルネット	648	51,000	33,048,000	
チムニー	31,300	1,050	32,865,000	
アイケイコーポレーション	1,017	32,250	32,798,250	
太陽工機	26,800	1,140	30,552,000	
ソフトクリエイト	53,300	570	30,381,000	
グリーンホスピタルサプライ	1,080	27,900	30,132,000	
エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート	101	276,000	27,876,000	
タケエイ	28,500	860	24,510,000	
プロシップ	25,900	910	23,569,000	
夢の街創造委員会	400	58,900	23,560,000	
インフォマート	260	90,000	23,400,000	
エスアールジータカミヤ	65,000	310	20,150,000	
ニューフレアテクノロジー	340	56,000	19,040,000	
イー・ギャランティ	170	104,200	17,714,000	
FCM	15,200	962	14,622,400	
エルモ社	55,000	257	14,135,000	
ジェイコム	138	99,300	13,703,400	

銘柄	株数（株）	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
アイレップ	175	71,400	12,495,000	
AQインタラクティブ	310	39,000	12,090,000	
いい生活	370	30,600	11,322,000	
UBIC	5,100	2,155	10,990,500	
ミマキエンジニアリング	237	38,800	9,195,600	
ソディックハイテック	560	16,000	8,960,000	
応用医学研究所	8,300	1,050	8,715,000	
トリケミカル研究所	52,700	152	8,010,400	
データホライゾン	6,000	890	5,340,000	
シニアコミュニケーション	248	17,700	4,389,600	
VSN	900	745	670,500	
合計	439,003		1,307,491,450	

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成20年11月末日

資産総額	312,836,380 円
負債総額	516,706 円
純資産総額（ - ）	312,319,674 円
発行済数量	570,972,622 口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産額）	0.5470 円 (5,470 円)

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成11年10月29日）から第18期末(平成20年10月28日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	1,133,240,000	425,640,000
第2期	33,900,000	454,060,000
第3期	32,930,000	95,040,000
第4期	77,280,000	21,480,000
第5期	627,700,000	55,380,000
第6期	299,050,000	175,490,000
第7期	6,720,000	92,010,000
第8期	35,680,000	258,360,000
第9期	976,647,876	572,629,826
第10期	1,787,455,583	1,834,968,514
第11期	839,141,230	760,516,526
第12期	292,187,213	508,588,985
第13期	148,392,728	386,295,539
第14期	165,963,858	144,402,811
第15期	110,451,587	159,504,871
第16期	144,611,036	130,141,071
第17期	107,031,625	164,610,579
第18期	39,309,523	51,824,777

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a 資本の額

本書提出日現在の資本金の額	4億円
会社が発行する株式総数	13,000株
発行済株式総数	8,000株
平成13年 9月	資本金を2,750百万円に増資
平成14年12月	資本金を400百万円に減資

b 委託会社等の機構

(1) 経営体制

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、その他の役付取締役を選任することができます。また、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役の全員に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たります。取締役会の招集通知は1週間前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。また、取締役および監査役の全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用体制

運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

意思決定プロセス

- エコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
- 上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。
- ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

上記「(2) 運用体制」は、今後変更になる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成20年12月末日現在のファンド数は89本、純資産総額は238,258百万円です。

追加型株式投資信託 66本

単位型株式投資信託 23本

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府例」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。ただし、第16期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）については、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）を適用しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府例」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第16期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第17期事業年度（自平成19年4月1日至平成19年12月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第16期事業年度 優成監査法人

第17期事業年度 あずさ監査法人

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期中間会計期間（自平成20年1月1日至平成20年6月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第16期 （平成19年 3 月31日現在）			第17期 （平成19年12月31日現在）		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金			109			149	
預金	* 2		720,221			710,249	
前払費用	* 2		7,552			13,282	
未収委託者報酬			260,924			384,917	
未収投資顧問料			131,246			173,013	
未収収益			24,790			-	
立替金			24,394			7,807	
未収入金			22,116			-	
繰延税金資産			95,240			517,732	
その他流動資産			-			34,039	
流動資産計			1,286,592	93.1		1,841,192	55.2
固定資産							
1 有形固定資産			29,646	2.2		22,055	0.7
建物附属設備	* 1	20,979			12,379		
工具器具備品	* 1	8,667			9,675		
2 無形固定資産			1,982	0.1		1,663	0.0
電話加入権		1,167			1,166		
ソフトウェア		815			496		
3 投資その他の資産			63,025	4.6		1,470,617	44.1
長期差入保証金		46,514			55,561		
投資有価証券		16,511			6,445		
繰延税金資産		-			1,408,611		
固定資産計			94,653	6.9		1,494,336	44.8
資産合計			1,381,245	100.0		3,335,528	100.0

期別		第16期 （平成19年 3 月31日現在）			第17期 （平成19年12月31日現在）		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			35,857			26,067	
未払金			223,740			221,027	
未払手数料		222,531			215,469		
その他未払金	* 2	1,209			5,558		
未払費用			80,004			81,534	
未払法人税等			2,640			1,859,500	
未払消費税等			14,703			1,216	
賞与引当金			-			69,530	
その他流動負債			-			1,685	
流動負債計			356,944	25.8		2,260,562	67.8
固定負債							
退職給付引当金			27,162			34,975	
固定負債計			27,162	2.0		34,975	1.0
負債合計			384,106	27.8		2,295,538	68.8

期別		第16期 （平成19年 3 月31日現在）			第17期 （平成19年12月31日現在）		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
1 資本金			400,000	28.9		400,000	12.0
2 資本剰余金							
(1) その他資本剰余金		41,006			41,006		
資本剰余金合計			41,006	3.0		41,006	1.2
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		556,622			599,734		
利益剰余金合計			556,622	40.3		599,734	18.0
株主資本合計			997,628	72.2		1,040,740	31.2
評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価差額金			489			749	
評価・換算差額等合計			489	0.0		749	0.0
純資産合計			997,139	72.2		1,039,990	31.2
負債純資産合計			1,381,245	100.0		3,335,528	100.0

（２）【損益計算書】

期別		第16期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日		
科目	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			1,225,556			1,223,062	
投資顧問料			486,608			363,042	
その他営業収益			45,110			19,640	
営業収益計			1,757,274	100.0		1,605,745	100.0
営業費用							
支払手数料			309,796			348,598	
広告宣伝費			500			8,767	
受益証券発行費			35,960			62,870	
調査費			631,715			476,985	
調査費		75,999			68,087		
委託調査費		555,716			408,897		
委託計算費			32,828			33,211	
営業雑経費			11,239			10,425	
通信費		9,404			8,067		
諸会費		1,298			547		
その他営業雑経費		537			1,810		
営業費用計			1,022,038	58.1		940,859	58.6
一般管理費							
給料			331,534			364,655	
役員報酬	* 1	51,134			45,150		
役員賞与		16,163			12,818		
給料・手当		228,033			214,169		
賞与		36,204			22,985		
賞与引当金繰入額		-			69,530		

期別		第16期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日		
科目	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
交際費			1,335			438	
旅費交通費			7,355			7,217	
租税公課			7,445			25,676	
不動産賃借料	* 2		37,484			49,370	
退職給付費用			5,889			6,567	
固定資産減価償却費			7,935			5,383	
諸経費	* 2		66,463			83,362	
一般管理費計			465,440	26.5		542,672	33.8
営業利益			269,796	15.4		122,213	7.6
営業外収益							
受取利息			2			-	
為替差益			2,334			-	
雑収入			7,826			8,432	
営業外収益計			10,162	0.5		8,432	0.5
営業外費用							
支払保証料	* 2		62			62	
投資有価証券評価損			44			9,805	
為替差損			-			310	
雑損失			3			7,444	
営業外費用計			109	0.0		17,622	1.1
経常利益			279,849	15.9		113,024	7.0
特別利益							
退職給付引当金戻入益			1,783			714	
その他特別利益			-			72	
特別利益計			1,783	0.1		786	0.0

期別		第16期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日			第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日		
科目	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
特別損失							
固定資産除却損	* 4		274			26,270	
本社移転関連費用			-			17,085	
特別損失計			274	0.0		43,355	2.7
税引前当期純利益			281,358	16.0		70,455	4.4
法人税等	* 3	290			1,858,446		
法人税等調整額		2,416	2,706	0.1	1,831,102	27,342	1.7
当期純利益			278,652	15.9		43,112	2.7

（３）【株主資本等変動計算書】

第16期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
平成18年３月31日残高（千円）	400,000	41,006	277,970	718,976	38	38	719,014
事業年度中の変動額							
当期純利益	—	—	278,652	278,652	—	—	278,652
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	527	527	527
事業年度中の変動額合計（千円）	—	—	278,652	278,652	527	527	278,125
平成19年３月31日残高（千円）	400,000	41,006	556,622	997,628	489	489	997,139

第17期（自 平成19年４月１日 至 平成19年12月31日）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
平成19年３月31日残高（千円）	400,000	41,006	556,622	997,628	489	489	997,139
事業年度中の変動額							
当期純利益	—	—	43,112	43,112	—	—	43,112
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	260	260	260
事業年度中の変動額合計（千円）	—	—	43,112	43,112	260	260	42,852
平成19年12月31日残高（千円）	400,000	41,006	599,734	1,040,740	749	749	1,039,990

重要な会計方針

期 別 科 目	第16期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法 2．固定資産の減価償却の方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）を採 用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。 (1) 有形固定資産 定率法により償却しており ます。	(1) その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左 (1) 有形固定資産 平成19年 3 月31日以前に取 得したもの 旧定額法によっておりま す。 平成19年 4 月 1 日以降に取 得したもの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次の 通りです 建物附属設備 10年～15年 工具器具備品 4 年～20年 （会計方針の変更） 法人税法の改正（「所得税法 等の一部を改正する法律」平成 19年 3 月30日法律第 6 号及び 「法人税法施行令の一部を改正 する政令」平成19年 3 月30日政 令第83号）に伴い、平成19年 4 月 1 日以降に取得した有形固定 資産の減価償却の方法は、改正 後の同法に定める「定額法」に によっております。これによる財 務諸表に与える影響額は軽微で あります。

期 別 科 目	第16期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日
		(追加情報) なお、平成19年 3 月31日以前に 取得したものについては、従来 の償却可能限度額まで償却が終 了した翌年から 5 年間で均等償 却する方法によっております。 これによる財務諸表に与える影 響は軽微であります。
2．固定資産の減価償却の方 法	(2) 無形固定資産 定額法により償却しており ます。	(2) 無形固定資産 同 左
3．引当金の計上基準	なお、自社利用のソフトウェ アについては、社内における 利用可能期間（ 5 年）に基 づく定額法により償却しており ます。	
	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支 払いに充てるため、支払見込 額を計上しております。	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支 払いに充てるため、支払見込 額を計上しております。
	(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備える ため、退職一時金について、当 期末における退職給付債務に 基づき、当期末において発生 していると認められる額を計 上しております（簡便法）。	(2) 退職給付引当金 同 左
4．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以外 のファイナンス・リース取引に ついては、通常の賃貸借取引に 係る方法に準じた会計処理に によっております。	同 左
5．その他財務諸表作成のた めの重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計 処理は、税抜方式によっており ます。	同 左

期 別 科 目	第16期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日
6．決算日の変更に関する事項	—————	平成19年10月26日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が決議され、決算期を 3 月31日から12月31日に変更いたしました。そのため、移行期である当事業年度は平成19年 4 月 1 日から12月31日までの 9 ヶ月間となっております。

会計処理方法の変更

第16期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日
（役員賞与に係る会計基準） 当事業年度より、「役員賞与に係る会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	_____
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。 当事業年度における従来の表示による資本の部の合計に相当する額は997,139千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	_____

表示方法の変更

第16期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日
前事業年度において、流動負債の「未払費用」に含めて表示していた「未払消費税等」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度における「未払消費税等」は、10,197千円であります。	_____

注記事項

（貸借対照表関係）

第16期 （平成19年3月31日現在）	第17期 （平成19年12月31日現在）
* 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 49,052 千円 工具器具備品 51,915	* 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 202 千円 工具器具備品 6,324
* 2 関係会社に対する資産及び負債 預金 161,807 千円	* 2 関係会社に対する資産及び負債 前払費用 7,775 千円 その他未払金 609
* 3 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数 普通株式 13,000 株 発行済株式総数 普通株式 8,000 株	* 3 授権株式数及び発行済株式総数 同 左
* 4 平成15年6月27日開催の定時株主総会において、下記の欠損填補を行っております。 資本金及び資本準備金減少差益 219,913 千円 平成16年6月28日開催の定時株主総会において、下記の欠損填補を行っております。 資本金及び資本準備金減少差益 75,320 千円	* 4 _____

注記事項

（損益計算書関係）

第16期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日
* 1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000 千円以内 監査役 年額 30,000 千円以内 * 2 関係会社との取引 不動産賃借料 2,075 千円 支払保証料 62 * 3 法人税等 法人税等290千円は住民税であります。 * 4 固定資産除却損 内訳は次の通りであります。 工具器具備品 274 千円	* 1 ————— * 2 関係会社との取引 金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。 * 3 法人税等 法人税等1,858,446千円のうち法人税は1,271,140千円、住民税は267,138千円、事業税は320,167千円であります。 * 4 固定資産除却損 内訳は次の通りであります。 建物附属設備 18,971 千円 工具器具備品 7,329

（株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式に関する事項

第16期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増 加	減 少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株	—	—	8,000株

第17期（自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増 加	減 少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株	—	—	8,000株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第16期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（有価証券関係）

1．その他有価証券で時価のあるもの

第16期（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上 額（千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	その他	2,000	1,511	489
	小計	2,000	1,511	489
合計		2,000	1,511	489

第17期（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日）

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上 額（千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	その他	2,000	1,250	749
	小計	2,000	1,250	749
合計		2,000	1,250	749

2．当事業年度中に売却したその他有価証券

第16期（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第17期（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日）

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

３．投資有価証券のうち非上場有価株式の内容

第16期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）

	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 非上場株式	15,000

第17期（自 平成19年４月１日 至 平成19年12月31日）

	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 非上場株式	5,195

投資有価証券のうち、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる有価証券について、9,805千円の減額処理をしております。

（退職給付関係）

第16期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日	第17期 自 平成19年４月１日 至 平成19年12月31日																
１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 ２．退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>27,162 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>27,162 千円</td></tr> </table> （注）当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。 ３．退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>5,889 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>5,889 千円</td></tr> </table> ４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。	退職給付債務	27,162 千円	退職給付引当金	27,162 千円	勤務費用	5,889 千円	退職給付費用	5,889 千円	１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 ２．退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>34,975 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>34,975 千円</td></tr> </table> （注）当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。 ３．退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>6,567 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>6,567 千円</td></tr> </table> ４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。	退職給付債務	34,975 千円	退職給付引当金	34,975 千円	勤務費用	6,567 千円	退職給付費用	6,567 千円
退職給付債務	27,162 千円																
退職給付引当金	27,162 千円																
勤務費用	5,889 千円																
退職給付費用	5,889 千円																
退職給付債務	34,975 千円																
退職給付引当金	34,975 千円																
勤務費用	6,567 千円																
退職給付費用	6,567 千円																

（税効果会計関係）

第16期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日																																		
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>91,653</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>14,839</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>106,492</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>11,252</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>95,240</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>-</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>95,240</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	税務上の繰越欠損金	91,653	その他	14,839	繰延税金資産小計	106,492	評価性引当額	11,252	繰延税金資産合計	95,240	繰延税金負債合計	-	繰延税金資産の純額	95,240	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>税務上の営業権計上額</td><td>1,742,974</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>137,929</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金不算入額</td><td>28,279</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金不算入額</td><td>14,231</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2,928</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>1,926,343</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>-</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>1,926,343</td></tr> </table> 当社は連結納税制度を採用しているフォルティス・インベストメンツ・ジャパン・ホールディング株式会社の完全子会社となったため、第18期事業年度より連結納税へ加入しております。これにより、加入直前事業年度に当たる当期末において、税務上、営業権4,283,545千円を加算調整しております。	繰延税金資産	千円	税務上の営業権計上額	1,742,974	未払事業税	137,929	賞与引当金損金不算入額	28,279	退職給付引当金損金不算入額	14,231	その他	2,928	繰延税金資産合計	1,926,343	繰延税金負債合計	-	繰延税金資産の純額	1,926,343
繰延税金資産	千円																																		
税務上の繰越欠損金	91,653																																		
その他	14,839																																		
繰延税金資産小計	106,492																																		
評価性引当額	11,252																																		
繰延税金資産合計	95,240																																		
繰延税金負債合計	-																																		
繰延税金資産の純額	95,240																																		
繰延税金資産	千円																																		
税務上の営業権計上額	1,742,974																																		
未払事業税	137,929																																		
賞与引当金損金不算入額	28,279																																		
退職給付引当金損金不算入額	14,231																																		
その他	2,928																																		
繰延税金資産合計	1,926,343																																		
繰延税金負債合計	-																																		
繰延税金資産の純額	1,926,343																																		
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td></td><td>(%)</td></tr> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.7</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.6</td></tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金の利用</td><td>43.2</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>1.0</td></tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.7	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6	税務上の繰越欠損金の利用	43.2	評価性引当額	0.5	その他	0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.0	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td></td><td>(%)</td></tr> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.7</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>7.7</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の変動</td><td>16.0</td></tr> <tr> <td>住民税均等割</td><td>5.7</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.7</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>38.8</td></tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.7	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	7.7	評価性引当額の変動	16.0	住民税均等割	5.7	その他	0.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.8		
	(%)																																		
法定実効税率	40.7																																		
（調整）																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6																																		
税務上の繰越欠損金の利用	43.2																																		
評価性引当額	0.5																																		
その他	0.4																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.0																																		
	(%)																																		
法定実効税率	40.7																																		
（調整）																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.7																																		
評価性引当額の変動	16.0																																		
住民税均等割	5.7																																		
その他	0.7																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.8																																		

（関連当事者との取引）

第16期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	コメルツバンクAG （注1）	ドイツ、フランクフルト市	千ユーロ 1,708,000	銀行業	被所有間接 100%	兼任 1名	なし	預金 （注2）	千円 -	預金	千円 161,807
								不動産賃借料の支払 （注3）	千円 2,075	—	千円 —
								保証料の支払 （注4）	千円 62	—	千円 —
								保証債務（被保証） （注4）	千円 25,000	—	千円 —

1．取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）上記金額は主にコメルツ銀行東京支店との間の取引であります。

（注2）預金残高に関しては円口座、ドル口座がありますが、いずれも当座預金でそれに係る利息は発生していません。

（注3）賃借料は、実勢価格によっております。

（注4）支払保証委託契約を交わしており、年一度の契約更新とともに支払保証料の決済を行っております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	コムインベスト・アセット・マネジメント GmbH	ドイツ、フランクフルト市	千ユーロ 36,100	ファンド資産の投信運用投資顧問業	—	なし	情報提供契約投資顧問契約	情報提供料の受取（注１）	千円 18,080	未収収益	千円 24,790
								投資顧問報酬の支払（注２）	千円 15,674	未払費用	千円 18,131
親会社の子会社	コメルツバンク（サウスイーストアジア）Ltd.	シンガポール、シンガポール市	千シンガポールドル 3,000	銀行業	—	なし	情報提供契約	情報提供料の受取（注３）	千円 13,279	未収収益	千円 -
親会社の子会社	ADIG インベストメント・ルクセンブルグ S.A.	ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市	千ユーロ 13,000	ファンド資産の運用・管理業	—	なし	投資顧問契約	投資顧問報酬の受取（注４）	千円 6,730	未収投資顧問料	千円 607
親会社の子会社	コムインベスト・アセット・マネジメント Ltd.	アイルランド、ダブリン市	千ユーロ 275	ファンド資産の運用・管理業	—	なし	投資顧問契約	投資顧問報酬の受取（注４）	千円 2,937	未収投資顧問料	千円 1,403

１．取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）情報提供料の受取については、契約に基づき、運用対象資産の評価額に一定比率を乗じて決定しております。

（注２）投資顧問報酬の支払については、契約に基づき、受領した報酬額に一定比率を乗じて決定しております。

（注３）情報提供料の受取については、契約に基づき、情報提供先で得られた収入に一定比率を乗じて決定しております。

（注４）投資顧問報酬の受取については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

第17期（自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日）

1. 平成19年4月1日から平成19年10月31日までの期間における関連当事者との取引状況

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	コメルツバンクAG （注1）	ドイツ、 フランクフルト市	千ユーロ 1,708,000	銀行業	被所有 間接 100%	兼任 1名	なし	預金 （注2）	千円 -	—	千円 —
								不動産賃借料の支払 （注3）	千円 1,211	—	千円 —
								保証料の支払 （注4）	千円 62	—	千円 —
								保証債務（被保証） （注4）	千円 25,000	—	千円 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）上記金額は主にコメルツ銀行東京支店との間の取引であります。

（注2）預金残高に関しては円口座、ドル口座がありますが、いずれも当座預金でそれに係る利息は発生しておりません。

（注3）賃借料は、実勢価格によっております。

（注4）支払保証委託契約を交わしており、年一度の契約更新とともに支払保証料の決済を行っております。

（注5）上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年4月1日から平成19年10月31日までの期間のものであります。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	コムインベスト・アセット・マネジメント GmbH	ドイツ、フランクフルト市	千ユーロ 36,100	ファンド資産の投信運用投資顧問業	—	なし	情報提供契約 投資顧問契約	情報提供料の受取（注１）	千円 4,511	—	千円 —
								投資顧問報酬の支払（注２）	千円 8,468	—	千円 —
親会社の子会社	ADIG インベストメント・ルクセンブルグ S.A.	ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市	千ユーロ 13,000	ファンド資産の運用・管理業	—	なし	投資顧問契約	投資顧問報酬の受取（注４）	千円 4,307	—	千円 —

１．取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注１）情報提供料の受取については、契約に基づき、運用対象資産の評価額に一定比率を乗じて決定しております。
- （注２）投資顧問報酬の支払については、契約に基づき、受領した報酬額に一定比率を乗じて決定しております。
- （注３）情報提供料の受取については、契約に基づき、情報提供先で得られた収入に一定比率を乗じて決定しております。
- （注４）投資顧問報酬の受取については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- （注５）上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年４月１日から平成19年10月31日までの期間のものであります。

２．平成19年11月から平成19年12月31日までの期間における関連当事者との取引状況

(１) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フォルティス・インベストメンツ・ジャパン・ホールディング株式会社	東京都千代田区	千円 200,010	純粋持株会社	被所有直接 100%	兼任 2名	グループ管理会社	不動産賃借料の支払（注１）	千円 13,466	前払費用	千円 7,775
										その他未払金	千円 609
								リース料等の支払（注１）	千円 17,605	—	千円 —
								社員の出向者受け入れ	千円 4,582	—	千円 —

１．取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（注３）上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年11月１日から平成19年12月31日までの期間のものであります。

(２) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメント・ジャパン株式会社	東京都千代田区	千円 449,000	投資顧問会社	—	なし	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注１）	千円 1,710	その他未払金	千円 3,736

１．取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注２）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（注３）上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年11月１日から平成19年12月31日までの期間のものであります。

（１株当たり情報）

第16期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日		第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日	
1株当たり純資産額	124,642.36 円	1株当たり純資産額	129,998.85 円
1株当たり当期純利益	34,831.47 円	1株当たり当期純利益	5,389.07 円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注） 1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第16期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日
当期純利益（千円）	278,652	43,112
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	278,652	43,112
期中平均株式数	8,000	8,000

（重要な後発事象）

第16期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第17期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日
	当社は、平成20年2月末の法人税等に係る予定納付資金として、平成20年2月22日に開催された取締役会の決議に基づき、以下の資金借入を実行しております。 借入先 フォルティス銀行東京支店 借入金額 13億円 信用供与額 20億円 借入条件 金利：3ヵ月 円LIBOR + 0.75% 担保：無担保 借入実行日 平成20年2月28日 返済期限 平成21年2月27日

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第18期中間会計期間末 (平成20年6月30日現在)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
・流動資産			
現金及び預金		391,753	
未収委託者報酬		460,320	
未収運用受託報酬		182,795	
繰延税金資産		389,345	
その他の流動資産		54,328	
流動資産合計		1,478,543	45.1
・固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	* 1	12,384	
器具備品	* 1	8,697	
有形固定資産合計		21,082	0.6
無形固定資産	* 1	1,457	0.0
投資その他の資産			
長期差入保証金		223,385	
投資有価証券		6,316	
繰延税金資産		1,550,530	
投資その他の資産 合計		1,780,232	54.3
固定資産合計		1,802,771	54.9
資産合計		3,281,314	100.0

区分	注記 番号	第18期中間会計期間末 (平成20年 6 月30日現在)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
・流動負債			
短期借入金	* 2	1,650,000	
預り金		29,108	
未払金		343,831	
未払費用		87,622	
未払消費税	* 3	17,894	
未払法人税等		938	
賞与引当金		66,372	
本社移転費用損失引当金		30,304	
流動負債合計		2,226,070	67.8
・固定負債			
退職給付引当金		48,057	
固定負債合計		48,057	1.5
負債合計		2,274,128	69.3

区分	注記 番号	第18期中間会計期間末 (平成20年6月30日現在)	
		金額	構成比
(純資産の部)		千円	%
・株主資本			
資本金		400,000	12.2
資本剰余金			
その他資本剰余金		41,006	
資本剰余金合計		41,006	1.2
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		567,058	
利益剰余金合計		567,058	17.3
株主資本合計		1,008,064	30.7
・評価・換算差額等			
その他有価証券評価 差額金		878	
評価・換算差額等 合計		878	0.0
純資産合計		1,007,186	30.7
負債純資産合計		3,281,314	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	第18期中間会計期間 自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年 6 月30日	
		金額	百分比
・ 営業収益		千円	%
委託者報酬		924,677	
運用受託報酬		246,688	
その他営業収益		4,560	
営業収益計		1,175,927	100.0
・ 営業費用及び一般管理費	* 1	1,190,501	101.2
営業損失		14,574	1.2
・ 営業外収益		9,970	0.8
・ 営業外費用	* 2	10,825	0.9
経常損失		15,430	1.3
・ 特別損失	* 3	30,304	2.6
税引前中間純損失		45,734	3.9
法人税、住民税及び事業税	* 4	475	0.0
法人税等調整額		13,533	1.1
中間純損失		32,676	2.8

(3) 中間株主資本等変動計算書

第18期中間会計期間（自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年 6 月30日）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
平成19年12月31日残高（千円）	400,000	41,006	599,734	1,040,740	749	749	1,039,990
中間会計期間中の変動額							
中間純損失	—	—	32,676	32,676	—	—	32,676
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	128	128	128
中間会計期間中の変動額合計（千円）	—	—	32,676	32,676	128	128	32,804
平成20年 6 月30日残高（千円）	400,000	41,006	567,058	1,008,064	878	878	1,007,186

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第18期中間会計期間 自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年 6 月30日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法（平成19年 3 月31日以前に取得したものは旧定率法）により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 10年～15年 器具備品 4 年～20年
3．引当金の計上基準	(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しております。
4．リース取引の処理方法	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支払見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 本社移転費用損失引当金 下期に予定されている本社事務所移転に際し、発生が見込まれる費用及び損失のうち当期の負担に帰すべき金額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金について、当中間会計期間末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております（簡便法）。
5．その他中間財務諸表作成のための重要な事項	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第18期中間会計期間末 (平成20年6月30日現在)
* 1 固定資産の減価償却累計額	有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 1,527 千円 器具備品 8,944 千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 5,998 千円
* 2 関係会社への債務	短期借入金 1,650,000 千円
* 3 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第18期中間会計期間 自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日
* 1 減価償却実施額	有形固定資産 3,944 千円 無形固定資産 206 千円
* 2 関係会社との取引	支払利息 7,952 千円
* 3 特別損失の主要項目	本社移転費用損失引当金繰入 30,304 千円
* 4 法人税等	法人税等475千円は全額住民税均等割額であります。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第18期中間会計期間（自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	8,000	—	—	8,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第18期中間会計期間 自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年 6 月30日
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（有価証券関係）

第18期中間会計期間末（平成20年 6 月30日現在）

1．時価のある有価証券

種類	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
その他有価証券 その他	2,000	1,121	878

2．時価評価されていない有価証券

種類	中間貸借対照表計上額 （千円）
その他有価証券 非上場株式	5,194

（1株当たり情報）

第18期中間会計期間 自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年 6 月30日	
1 株当たり純資産額	125,898円27銭
1 株当たり中間純損失	4,084円51銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式を発行していないため記載しておりません。	
2. 1 株当たり中間純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純損失	32,676千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	32,676千円
期中平均株式数	8,000株

（重要な後発事象）

1．重要な事業の譲受

当社は、平成20年8月31日を効力発生日として、エービーエヌ・アムロ証券投資顧問株式会社より、事業を譲り受けました。

（1）譲受の目的

日本国内におけるフォルティス・インベストメンツ・グループの事業再編に際し、エービーエヌ・アムロ証券投資顧問株式会社が長い間蓄積し培ってきた経験やノウハウを融合することで、運用力・販売力・商品開発力の強化と内部管理体制の充実を図ることを目的としています。

（2）譲受事業の内容

投資助言・代理業務

投資運用業務（金融商品取引法2条8項12号ロに掲げる業務）

情報提供・コンサルタント業務（金融商品取引法35条4項により承認された業務）

委託業務（金融商品取引法35条4項により承認された業務）

関係会社が行う為替オーバーレイ業務にかかる委託業務（金融商品取引法35条4項により承認された業務）

（3）譲受金額

607,000千円

2．重要な合併

当社は、平成20年8月8日に、平成20年10月1日付でフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併する旨の合併契約を締結しました。

（1）合併の目的

日本国内に於けるフォルティス・インベストメンツ・グループの事業再編に際し、フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社が長い間蓄積し培ってきた経験やノウハウを融合することで、運用力・販売力・商品開発力の強化と内部管理体制の充実を図ることを目的としています。

(2) 合併する相手会社概要

商 号：フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社

代表者：代表取締役 吉原 和仁

東京都千代田区有楽町一丁目5番1号

主な事業の内容：金融商品取引法に係わる金融商品取引業

投資助言・代理業・投資運用業・情報提供・コンサルタント業務

相手会社の最近事業年度における業績の動向

（単位：千円）

	平成18年12月期	平成19年12月期
営業収益	2,943,639	2,691,007
営業利益	1,560,587	721,127
経常利益	1,567,468	711,662
当期純利益	1,146,540	512,143
総資産	3,356,606	3,200,734
純資産	2,207,793	2,719,937

(3) 当該合併の方法及び基本合意の内容

合併の方法

フォルティス・アセットマネジメント株式会社を存続会社とし、フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社を消滅会社とする方式により合併します。

基本合意の概要

(イ) 合併の期日

平成20年10月1日

(ロ) 合併に際しての新株式の発行及び交付金の支払い

当社とフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社は、親会社を同じくする兄弟会社である為、本合併による新株式の発行及び合併交付金の支払いは行いません。

(ハ) 増加すべき資本金等

会社計算規則第59条に準じて計算した額

(4) 引継ぐ資産・負債の額

フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社は、平成20年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした一切の資産、負債および権利義務を合併期日において当社に引き継ぐものとしております。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」とにおいて同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」と）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「関係者」に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（１）定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要であります。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

「受託会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成20年3月末日現在

再委任先：

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	信託業法に基づき信託業務を営んでいます。

平成20年3月末日現在

「投資顧問会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社	10百万円	「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を営んでいます。

平成20年3月末日現在

「販売会社」

(a) 名称	資本金の額 (b)	事業の内容 (c)
水戸証券株式会社	平成20年3月末日現在 12,273百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	平成20年3月末日現在 2,280百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
共和証券株式会社	平成20年3月末日現在 500百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
インヴァスト証券株式会社	平成20年3月末日現在 5,965百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	平成20年3月末日現在 47,920百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	平成20年3月末日現在 7,196百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
オリックス証券株式会社	平成20年3月末日現在 3,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 東京支店	平成20年4月末日現在 104,736千米ドル 邦貨換算：10,907百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	平成20年3月末日現在 4,750百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
十字屋証券株式会社	平成20年3月末日現在 675百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三井生命保険株式会社	平成20年3月末日現在 137,280百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(a) 名称	資本金の額 (b)	事業の内容 (c)
日興コーディアル証券株式会社	平成20年3月末日現在 100,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
廣田証券株式会社	平成20年3月末日現在 600百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

米ドルの円換算は、平成20年4月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=104.14円）によります。

2【関係業務の概要】

「受託会社」

ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

「投資顧問会社」

当ファンドの投資顧問会社として、運用に関する情報提供および投資助言等を行います。

「販売会社」

当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

3【資本関係】

該当事項ありません。

第3【参考情報】

当計算期間に提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年9月1日 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年7月28日 有価証券届出書

平成20年7月28日 有価証券報告書（第17期）

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男 澤 顕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松 木 克 史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフォルティス日本小型株オープンの平成19年10月30日から平成20年4月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス日本小型株オープンの平成20年4月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月28日

コメルツ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 加 藤 善 孝
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 宮 崎 哲

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているコメルツ投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コメルツ投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月17日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男 澤 顕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松 木 克 史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフォルティス日本小型株オープンの平成20年4月29日から平成20年10月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス日本小型株オープンの平成20年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野島 浩一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフォルティス・アセットマネジメント株式会社（旧社名：コメルツ投信投信顧問株式会社）の平成19年4月1日から平成19年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されている通り、会社は平成20年2月28日にフォルティス銀行東京支店より13億円の資金借入を実行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年 9 月26日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野 島 浩一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されている通り、会社は平成20年8月31日にエービーエヌ・アムロ証券投資顧問株式会社より事業譲渡を受けている。また会社は、平成20年10月1日付でフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併することを内容とした合併契約書を平成20年8月8日に締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。